神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例

平成28年３月29日
条例第18号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 令和元年５月14日条例第２号 |    |

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例をここに公布する。

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項及び第５項（これらの規定を同法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに同法第81条第３項において準用する同法第78条第４項及び第５項の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額）

**第２条**　行政不服審査法（以下「法」という。）第38条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第４項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、[別表](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.29.0.DATA.html#JUMP_SEQ_22)の左欄に掲げる交付の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

（手数料の納付時期）

**第３条**　手数料は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

**第４条**　審理員（審査庁が法第９条第１項第３号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあっては審査庁とし、再審査庁が法第66条第１項において準用する法第９条第１項第３号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁とし、他の法令において法第38条第５項を準用する場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限を有する者とする。）又は神奈川県行政不服審査会（以下「審理員等」という。）は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第66条第１項において法第38条第１項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第38条第１項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付を受ける者とする。以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年５月14日条例第２号）

この条例は、令和元年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 交付の方法 | 金額 |
| １　書類、書面又は資料（以下「書類等」という。）を複写機により用紙（日本産業規格Ａ列４番又は日本産業規格Ａ列３番の大きさの用紙に限る。以下同じ。）に白黒で複写したものの交付 | 用紙１枚につき　10円 |
| ２　書類等を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙１枚につき　40円 |
| ３　電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒で出力したものの交付 | 用紙１枚につき　10円 |
| ４　電磁的記録に記録された事項を用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙１枚につき　40円 |

備考　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を用紙１枚として手数料の額を算定する。

*一部改正〔令和元年条例２号〕*